

瀬戸市春雨墓苑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 11 号

瀬戸市春雨墓苑条例の一部を改正する条例

瀬戸市春雨墓苑条例（昭和 45 年瀬戸市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第 8 条 <省略> 2 使用料は、墓地永代使用料及び環境整備料とし、その額は、使用の許可を受けた墓地の地積に、墓地永代使用料にあつては 1 平方メートル当たり <u>20 万円</u> 以内、環境整備料にあつては 1 平方メートル当たり 388 円以内において規則で定める額を乗じて得た額（墓地永代使用料にあつては 1,000 円未満、環境整備料にあつては 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。	(使用料) 第 8 条 <省略> 2 使用料は、墓地永代使用料及び環境整備料とし、その額は、使用の許可を受けた墓地の地積に、墓地永代使用料にあつては 1 平方メートル当たり <u>13 万円</u> 以内、環境整備料にあつては 1 平方メートル当たり 388 円以内において規則で定める額を乗じて得た額（墓地永代使用料にあつては 1,000 円未満、環境整備料にあつては 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。